

京都市告示第561号

京都市里道管理条例第4条の規定に基づき、次の里道を廃止及び一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和6年1月18日

京都市長 門川大作

(廃止里道)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	翔鸞里5001号	上京区紙屋川町1049番地の3地先 同町1049番地の6地先	
2	翔鸞里5002号	上京区紙屋川町1049番地の3地先 同町1049番地の6地先	
3	栗田里0004号	東山区長光町630番地の1地先 同町628番地地先	
4	栗田里0005号	東山区長光町630番地の1地先 同上	
5	住吉里0003号	伏見区景勝町74番地の14地先 同町74番地の1地先	

(一部廃止里道)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	久我里0024号	伏見区久我御旅町9番地の9地先 同町9番地の20地先	
2	久我里0074号	伏見区久我御旅町7番地の55地先 同町7番地の83地先	
3	羽束師里0074号	伏見区羽束師古川町18番地の12地先 同町18番地の16地先	

(建設局土木管理部道路明示課)